

成田空港への着陸便の一部の飛行高度の変更について

総合企画部空港地域振興課

成田空港共生室

TEL 043-223-2280

成田空港の北側から着陸する一部の航空機の
飛行高度変更に関する確認書が締結されました

県と香取市は、平成18年3月2日国へ提出した意見書に基づく確認書を6月20日国、県、香取市及び成田国際空港株式会社の四者で以下の内容のとおり締結いたしました。

確認書の主な内容

- ・ 本県上空の飛行高度は、離着陸時を除き6千フィート以上を基本とする。一部飛行高度を4千フィート以上とすることは、混雑等航空管制上必要な場合に限る。
- ・ 国及び成田国際空港株式会社は、飛行高度変更の前後に騒音実態調査を実施し、騒音値、飛行コースの結果を公表し、その結果、必要な場合には施設整備などの対策を講ずる。
- ・ 国及び成田国際空港株式会社は、今後の航空機や管制技術の進展を踏まえ、騒音の一層の軽減に努める。

なお国からは、

①7月11日から運用を開始する予定

②香取市以外の地域の飛行高度については、従来と変更は無いと説明を受けております。

県としては、確認書の内容が守られるよう求めてまいります。

成田空港への着陸便の 飛行高度変更に関する確認書

平成18年6月20日

国土交通省航空局長 岩崎貞二

千葉県知事 堂本暁子

香取市長 宇井成一

成田国際空港株式会社
代表取締役社長 黒野匡彦

成田空港への着陸便の飛行高度変更に関する確認書

平成 17 年 11 月 16 日に国土交通省から千葉県並びに佐原市、小見川町、山田町、及び栗源町に対し、成田国際空港の交通量増加に伴い、北側からの到着便に遅延等の問題が発生し、同空港の円滑な運用が困難な状況に到っているため、着陸便の飛行高度を変更することにより、早急にこれを改善したい旨の要請があった。

千葉県及び関係市町は、首都圏の国際拠点空港である成田国際空港の機能を確保するため、飛行高度を変更することについては理解するが、これに伴う騒音の増加が懸念されるので、国土交通省に対し平成 18 年 3 月 2 日に「成田空港への着陸便の飛行高度に関する意見」を申し入れ、国土交通省はこれに誠実に対応すると約束した。

このことを踏まえ、国土交通省、千葉県、香取市及び成田国際空港株式会社(以下関係機関という。)は、以下のとおり確認する。

記

- 1 千葉県上空の飛行高度は、離着陸時を除き 6,000 フィート以上を基本とする。
ただし、空港北側から着陸する航空機の香取市上空の飛行高度 6,000 フィート以上を 4,000 フィート以上とすることについては、混雑等によって航空管制上必要な場合に限るものとする。
- 2 国土交通省及び成田国際空港株式会社は、飛行高度変更の前後に騒音実態調査を行い、県及び香取市に調査結果を報告・説明するとともに、騒音値・飛行コースなどについて、より分かりやすい方法で公表することとする。
- 3 関係機関は、騒音実態調査の結果、必要な場合は、常時騒音

測定局を設置するとともに、香取市が行う地域振興策・環境対策の充実及び消防防災体制の強化に協力することとする。

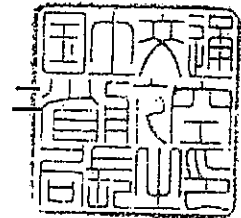
4 国土交通省及び成田国際空港株式会社は、今後の航空機や管制の技術の進展を踏まえ、香取市における騒音負担の軽減が図られるよう努めるものとする。

5 確認書の履行に伴い必要となる事項については、関係機関が適時協議する。

平成18年6月20日

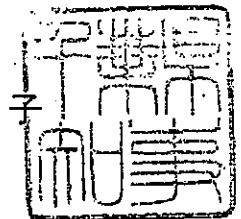
国土交通省
航空局長

岩崎 貞



千葉県知事

堂本 暁子



香取市長

宇井 成



成田国際空港株式会社

代表取締役社長 黒野 匡彦

